

令和7年度 生徒心得

I 学校内での生活について

1 登・下校について

(1) 登校は 7:30 以降とし、8:20 までには教室に入り、自席に座るようにしましょう。

① 登校は8:20までです。登校したら8:20～8:30までは朝学習または朝読書に取り組んでください。

立ち歩きや私語は謹み、自分で進んで取り組むことが大切です。8:25に出席を確認し、8:30から朝学活を行います。できるだけ、8:15登校を心がけましょう。

② 朝会・生徒朝会の日は少し早めに登校し、身だしなみを整え各自で体育館に集合します。

(2) 登校した後の外出は原則として認めません。

(3) 下校について(通常時程の場合)

・一般生徒の最終下校時刻は5校時14:55、6校時15:55とする。

・部活動生徒の下校時間は

18:00(10月～2月)
18:30(3月～9月)

となります。

(4) 登下校においては以下の点を守りましょう。

① 登下校は必ず通学路を通ってください(マンションの駐車場などは私有地です)。

② 自転車での登下校は禁止です(再登校も同じです)

③ 学校への出入りは正門を利用してください

(正門が施錠してあるときのみ、車両門を利用してもかまいません)。

④ 登下校時は途中で寄り道をしてはいけません。

⑤ 一度下校した後に、忘れ物などでやむを得ず登校する場合

・あらかじめ学校に電話をし、再登校の許可を得ましょう。再登校の時間は、先生に確認してください。

・登校する際は標準服を着用しましょう。登校したら職員室で先生の許可を得てから教室などに立ち入りましょう。

⑥ 原則として夜間や休日は、校内には入れません。

2 1日の生活について

(1) 休み時間には次の授業の準備をすませ、学習に臨む姿勢を整えましょう。

(2) 先生が事情により遅れる場合があります。5分過ぎても先生が来ない場合、教科係が職員室に連絡に行ってください。

(3) 課題などの提出期限を守りましょう。

(4) メモを取るなどして、忘れ物をしないように努めましょう。

(5) 話はしっかり聞きましょう。授業中の私語は厳禁です。

(6) 無断でほかの教室や、準備室、教官室、体育館の器具庫、倉庫などへ入ってはいけません。

- (7) 授業で使用する教科書の貸し借りや、金品の貸し借り、売買をしてはいけません。
- (8) 廊下を走ったり、校舎内で奇声を発したりしてはいけません。
- (9) 公共物は大切に扱い、壊したりしてはいけません。故意または重大な過失の場合は、保護者の方の弁償になることもあります。
- (10) ゴミは持ち帰るようにしましょう。
- (11) 給食時に出たごみ・ティッシュは、食べ物を含んでいる可能性が高く、教室のゴミ箱に捨てると不衛生なため、担任の先生が用意する缶に入れるようにしましょう。

3 持ち物について

- (1) 自分の持ち物にはしっかりと記名をしてください。
- (2) 学校生活に必要なものは持ってきてはいけません。また、身に付けないでください。
携帯電話・スマートフォンなども同じです。
- (3) 学校にマンガ・雑誌・遊具は持ち込まないでください。ただし、文庫本はかまいません。
- (4) 下校するときは、勉強道具を机の中に置いていかないでください。また、私物をロッカーの上等に放置しないようにしましょう。
- (5) 部活動の道具（ボール・大きい鞆等）は、教室に置きっぱなしにならないよう、顧問の先生と連携をとり、部のものとしてきちんと管理をしましょう。

4 飲み物について

- (1) 水筒を持ってくる場合には、中身はお茶類、またはスポーツドリンクにしてください。ジュースや甘いものを入れ
てこないでください。また、ペットボトルの場合は、必ずペットボトルカバーをして持ってきてください。
- (2) 昼食の時間内は教室から出てはいけません。

5 生徒手帳・諸届について

- (1) 生徒手帳はいつも携帯してください。
- (2) 体育の授業見学の場合も保護者の方に生徒手帳に記入していただき、体育の先生に届け出てください。
- (4) 住所や緊急連絡先が変わった時は、すぐに担任の先生に伝えてください。
- (5) 学割が必要な人は、必要となる日の1週間前までには事務室に申請してください。
届け出用紙は事務室にあります。

6 定期考査による放課後活動・職員室入室について

- (1) 定期考査の1週間前、定期考査後2日間は部活動等放課後の活動は、原則として停止になります。
- (2) 定期考査1週間前と、その後しばらくの間は成績処理期間となり、職員室への出入りはできません。

7 上履き（スリッパ）・傘の貸し出しについて

- (1) 上履きを忘れた場合、その日のみ貸し出します。終学活後に職員室に返却に来てください。
- (2) 傘がなくて困っている場合、職員室にて貸し出します。次の日の朝、職員室に返却に来てください。

- (3) 上履き・カサは、貸し出しファイルがあるので、職員室に先生に申し出た上で、借りるとき、返すときに必要事項を記入してください。また必ず職員室に戻すようにしてください。

Ⅱ 服装・身だしなみについて

Ⅰ 服装で気をつけること

- (1) 特別の指示がない限り、標準服 (p.5を参照) で登校してください。
- (2) シャツ、体育着のすそは、スラックス・スカート、ジャージ・短パンにきちんと入れましょう。
- (3) ポロシャツのすそは、スラックス、スカートから出してかまいません。丈は短すぎたり、長すぎたりしないものにしましょう。
- (4) ブレザーを着用する場合は、ブレザーのボタンを留めましょう。
- (5) スラックスを下げたり、スカートを短くしてはくなどの異装をしてはいけません。スラックスの場合は必ずベルトを
しましょう。スカート丈はひざ丈程度 (ひざが隠れる長さ) とします。
- (6) 朝会は標準服を原則着用してください。
夏服の場合はシャツまたはポロシャツを基本としますが、ネクタイ・リボンを着用しても構いません。
- (7) 開襟シャツ・トレーナー・パーカーは着用できません。
- (8) ワイシャツ・ブラウス・半袖ポロシャツは、第1ボタンは開けてもかまいません。ただし儀式等でネクタイ・リボン
を着用する際は、第1ボタンまでとめてください。
- (9) リストバンド、ミサガ等は身につけないでください。
- (10) 様々な理由で標準服着用ができない場合は、先生に相談してください。
- (11) ワイシャツ・ブラウスの下に着る肌着やインナーの色は、【白・黒・紺・ベージュ】の無地のワンポイントまで
と
します。袖や襟からだらしく出ないようにしましょう。マナーとして、ワイシャツ・ブラウスの下に肌着を着ること
を推奨します。
- (12) 上履きと、体育館履きには記名 (苗字) をするようにしてください。上履きには上の部分と背の部分
の2か所、体育館履きには背の部分に記名をし、大切に扱っていきましょう。
- (13) 5時間目、もしくは6時間目が体育の授業で、部活動がある生徒は、体育着のまま過ごしてもかまいません。ただし、わざわざ部活動の練習着に着替えることはしないでください。

【上履きの記名の仕方 松木さんの場合】



【体育館履きの記名の仕方】



【 標準服・準標準服などの用品一覧 】

	服 装	ル ー ル
【標準服】 目安：4月～ 5月/10月 ～3月	・紺色ブレザー (シングル または ダブル) ・指定のスラックス または スカート ・白のワイシャツ または ブラウス ・ネクタイ または リボン	・例年通り
【軽装】 目安：6月～ 10月	・指定のスラックス または スカート ・白のワイシャツ または ブラウス ・白・紺のポロシャツ	・ポロシャツはワンポイントまで。 ・ワイシャツ、ブラウスの場合は、シャツを入れさせる。 ・ポロシャツのすそはスラックス・スカートに 入れる必要はない。 ・ポロシャツの丈は長すぎたり短すぎたりし ないものとする。
【自由服】 目安：7月下旬～9月	・環境や体調に配慮した、学校生活に支障のない服装	・令和6年度カジュアルウィークと同様のルール。別紙「令和7年度服装について」参照
半袖 ポロシャツ	・ポロシャツの柄は、ワンポイント程度とします。	
ベルト	・スラックスをはく場合は、ベルトは必ず着用してください。 ・原則として、色は黒か茶とします。	
靴下	色は【白・紺・黒・灰】とします。ワンポイント程度の柄はかまいません。なお、くるぶし丈のソックスは式典(入学式・卒業式など)では着用を避けてください。式典時は長めの靴下を着用してください。	
ストッキング	医師からの診断や進言があり、体調管理のために(体温低下防止措置が必要な場合など)ストッキングを着用する必要がある場合は、保護者の方より申し出がある場合に限り、着用を認めます。	
タイツ	冬季は防寒用タイツの着用を認めます。色は黒のみ。着用しても良い期間は11月～3月。	
上履き	学年の区別がつくカラーバレーとします。	
体育館履き	学校指定のものとします。儀式、朝会、そのほか指示された時をのぞき、体育館以外で履いてはいけません。	
体育着	学校指定のものとします。	

2 冬季における防寒着について

- (1) 登下校時に手袋・マフラー・ネックウォーマーを着用してもかまいません。
- (2) 紺のブレザーの下に、セーター・セーターベストまたはカーディガンを着用してもかまいません。
色は【黒・紺・灰・白・茶】など地味な色で、柄は無地（ワンポイント程度は可）のものとします。
また袖や裾が極端に出ないものにしましょう。各学期の始・終業式、朝会での着用はかまいませんが、正しい着こなしを心がけましょう。裾などが極端に長い着こなしは禁止です。
- (3) 防寒用コート、ジャンパー、ダウン等認めますが、各自が教室できちんと管理をしてください。
- (4) 部活動を除き、グランドコートは着用できません。
- (5) 季節や、気温に応じてひざ掛けの使用を認めます。

3 頭髪について

- (1) 中学生らしい髪型を心がけてください。
- (2) 派手な剃り込み、不自然なヘアセット等があれば、「社会性」という観点から声かけ、指導をします。
よく考え、行動しましょう。
- (3) 校内にて整髪料は使用しないでください。
- (4) 髪を染めること、脱色・パーマ・カール等はしないでください。
- (5) 長い髪は結び、ヘアピン・ゴムは華美な色は避けてください。基本的に髪の色に近い色のゴム、ピンを使用して
ください。
- (6) ヘアバンド、バレッタ、シュシュ等は使用しないでください。

4 靴について

- (1) 通学の靴は、体育の授業に対応できる機能的なものにしてください。
- (2) 靴は各自の責任においてしっかり管理し、ハイカットシューズのような大きすぎるものはさけてください。
- (3) 革靴の場合、色は【黒、こげ茶】のものにしてください。
- (4) 外靴、上履き、体育館履きにかかわらず、靴のかかとをつぶして履いてはいけません。

5 かばんについて

かばんは、ロッカーに入る程度の大きさで、華美なものは避けてください。キーホルダーなどの飾りは過度につけないようにしてください。

6 その他

- (1) リップクリームを使う場合は、色つきのもの、つやがでるもの、香りのあるものは使用しないでください。ハンドクリームも同様です。
- (2) 傘は自分のクラスの傘立てに置いてください。
- (3) ピアス、アクセサリー、マニキュア、お化粧は、学校生活では不要です。しないで来てください。

Ⅲ 学校外での生活で注意してほしいことについて

- (1) 交通ルールを守り、事故にあわないよう十分に注意してください。
- (2) 外出の際は、行き先、目的、同行者、帰宅予定時刻などを必ず家の人に知らせましょう。
- (3) 夜間の外出はできるだけ避けてください。特別な用事もなく、コンビニやゲームセンター、駅周辺などに歩か
ないようしましょう。
- (4) 不審者には十分注意し、被害に遭った場合や見かけたときには、警察や学校に連絡してください。また、不
審電
話の対応にも気をつけ、特に他人の個人情報を安易に伝えることなどがないようしましょう。
- (5) インターネットや携帯電話・スマートフォン等を使用する際は、十分にルールやマナーを守ってください。人を
傷つける行為、被害に遭うような行為がないよう注意しましょう。
- (6) 他校の生徒や卒業生とのつきあい方には十分に注意しましょう。ささいなことが大きな問題に発展する場合
があります。
- (7) トラブルに巻き込まれた場合や、そのようなことを目撃した場合には、すぐに近くの人に知らせるか、警察
や
学校に連絡してください。
- (8) 飲酒・喫煙、万引き、薬物乱用、オートバイに乗るなどの触法行為は絶対にしてはいけません。
- (9) 転入生は、前に在籍した学校の友人とのつきあい方に配慮し、松木中学校に連れてくるなどの行為はやめ
ましょう。
- (10) 午前授業の日等は、原則として15時までは自宅学習となります。(部活再登校を除く)

令和7年度 服装について

●軽装・自由服導入の目的（カジュアルウィーク反省アンケートより抜粋）

- ・猛暑の際の暑さ対策。
- ・安価なポロシャツを認めることで費用の削減。（新1年生は、夏服を必須で購入していない。）

●生徒会の公約ではないので、ルールは教員が決め、「生徒会→中央委員会」といった改定の際の規定の流れをとる。

	【標準服】	【軽装】	【自由服】
	目安：4月～5月 / 10月～3月	目安：6月～10月	目安：7月下旬～9月
服装	・紺色ブレザー (シングル または ダブル) ・指定のスラックス または スカート ・白のワイシャツ または ブラウス ・ネクタイ または リボン	・指定のスラックス または スカート ・白のワイシャツ または ブラウス ・白・紺のポロシャツ	・Tシャツと短パン等、環境や体調に配慮した、学校生活に支障のない服装
ルール	・例年通り	・ポロシャツはワンポイントまで。 ・ワイシャツ、ブラウスの場合は、シャツを入れさせる。 ・ポロシャツの場合は、シャツは入れさせるかどうか検討。	・令和6年度カジュアルウィークと同様のルール。 - 以下参照

●【自由服】のルール（令和6年度生徒会だよりより抜粋）

- ・スカートはひざ下までとする。
- ・短パンの長さは体育着と同じぐらいまでにする。
- ・露出の多い服はなし。タンクトップやダメージジーンズはなし。
- ・標準服と私服の組み合わせにはなしとする。
- ・靴下の色は、学校生活のルールと同じ、白・黒・紺・灰の4色とする。
- ・ヘアピン、髪ゴムは髪色にあったものとする。
- ・体育の着替えの際は、これまで通り指定された教室で着替える。
- ・授業中に、部活動の運動着の着用はしない。
- ・アクセサリ等の装飾品はつけない。
- ・各学年の行事や状態に応じて、「標準服登校」とする場合もある。
- ・学校生活に集中できないということがないように気をつけさせる。

